

Furano

12
December
2017



特集

除雪にご協力を！

要望・苦情

除排雪に関する要望や苦情は、原則として**町内会長を通じて、都市施設課**まで連絡してください。

☎都市施設課 ☎39-2313

◆市道に関する問い合わせ

市役所都市施設課 ☎39-2313

◆国道・道道に関する情報

北海道地区道路情報
http://info-road.hdb.hkd.mlit.go.jp/
☎(財)日本道路交通情報センター
旭川方面情報 ☎050-3369-6652

◆国道に関する問い合わせ

旭川開発建設部富良野道路事務所
☎23-3171

◆道道に関する問い合わせ

上川総合振興局旭川建設管理部
富良野出張所 ☎23-2168

●**除雪する時間帯**
主要な道路と歩道は、通勤通学に支障のないように原則として**午前7時30分までに**通行可能な状態を確保し、**その他の生活路線は午前9時までに**除雪作業が終了できるように体制を整えています。しかし、長時間の降雪が続く天候のときには優先道路を反復して除雪するため、

●**除雪の出動基準**
市と業者がバトリール、降雪状況を見て、除雪の実施を判断します。
①ほぼ連続した降雪があり、**新たな積雪が10cmに達したとき**。
②わだちや暖気・降雨、吹き溜まりにより**路面状態が悪化**したり、予想される**ときに**出動しますが、午後9時から翌日午前3時までの夜間の作業は行いません。

生活路線の全部を終了するまでに時間がかる場合もあります。
①**1種路線**（19路線199.6km）市街地区及び公共施設に通じる路線を主体に積雪状態などを常に把握し、交通に支障がある場合は直ちに除雪を行い、必要に応じて2次除雪も行います。
②**2種路線**（418路線170.1km）集落を結ぶ路線及び市街地内の路線を主体に、1種路線の終了後に除雪を行います。
③**3種路線**（151路線42.7km）
①②以外の路線で、初期の降雪時や降雪が比較的少ないときに、2種路線と同じく開通させます。
④**指定外の路線** 農作業の準備などに使用する除雪指定外の市道は、融雪前に雪割除雪を行います。



特集 除雪にご協力を！

冬期間の安全・安心な道路交通を確保するため、昨年に引き続き「富良野維持管理協同組合」に除排雪業務を委託し、通学・通勤、救急医療、消防・防災など住民生活の安全確保に努めていきます。除排雪業務に対するみなさんのご理解とご協力をお願いします。

☎都市施設課 ☎39-2313

●地区を越えた柔軟な対応

地区により降雪量が差があり、特に除排雪が必要な地域には、組合内の相互協力により、重点的に人や機材を投入するなど、柔軟に対応します。

●交差点の雪山解消

交差点に雪が積み上がり、見通しが悪くなる前に、小まめに排雪作業を行うなど、除雪レベルの向上を図ります。

●ノウハウをそのままに

各業者がこれまで担当してきた地域を継続して担当し、地域の特性を知っている方が除雪します。

●除排雪費用を節減

交差点など小まめな除雪により、大がかりな排雪作業を減らすことができれば、除排雪費用を節減することができそうです。

●ご協力をお願いします

安全、迅速、効果的な除排雪作業を実施していくために、次のことにご協力をお願いします。
◆歩道や車道に物を置かない
歩道や車道に看板、旗、車の上がり板などを置いたままにしておくなど除排雪作業の障害になります。
◆路上駐車はやめましょう
路上駐車をすると、除雪作業の支

●排雪する時期

排雪作業とは、除雪や路面整正などにより、堆積された雪をせまくなった道路幅を確保するものです。排雪作業は、**年間2、3回**を予定していますが、積雪状態によって変更される場合もあります。なお、公共の雪捨て場として、「富良野大橋雪堆積場」「五条大橋雪堆積場」「山部雪堆積場」がありますので、利用してください。

●玄関前の除雪が困難な方へ

65歳以上の高齢者や障がいなどにより、除雪が困難なひとり暮らしの方の自宅玄関前などの避難通路の確保のために除雪ヘルパーを派遣します。派遣基準 降雪15cm以上
除雪範囲 住居の出入り口（屋根の雪下ろし） 住居のまわり
利用料金 年額2000円程度
申込み/問合せ 高齢者福祉課 ☎39-2255

●屋根からの落氷雪事故に注意

毎年、沿道建物などから落氷雪による死傷事故が多く発生しています。冬期の通行を円滑にし、事故を無くすため、次のことに注意しましょう。
◆落氷雪事故の発生が懸念される建物などに、丈夫な雪止めを設置する
すでに雪止めを設置している場合は、必ず点検し、破損などが発生した際は早急に修繕する
◆落氷雪事故は、気温がマイナス3℃からプラス3℃程度のときに発生しやすいので早めに雪下ろしをする
◆落氷雪があったときは、直ちに事故がないか確認し、通行の支障にならないように排除する
◆交通事故及び交通障害の防止のため、屋根や敷地内の落氷雪を道路に出さない
◆軒下を通行するときは、屋根からの落氷雪に注意する
◆軒下や道路では、絶対に子どもを遊ばせない
◆ビルの壁・窓枠・突き出した看板などに付いた氷雪は、早めに取り除く

障となり除雪できず、地域のみなさんへ迷惑をかけてしまいます。また、車に傷をつけてしまう危険もありますので、路上駐車はやめましょう。
◆玄関前に残った雪処理にご協力を
道路上の雪は左右にかき分ける方法で除雪を行います。各家庭の玄関前や車庫前については、間口処理を実施しますが、残った雪がある場合は道路に出さず、各家庭での雪処理にご協力をお願いします。道路に雪を出してしまうと道幅が狭くなったり、ご迷惑になったりして、交通事故や渋滞の原因になります。
◆除排雪車には近づかないで
走行中はもちろん、作業中も大変危険ですので、除排雪車には絶対に近づかないでください。
◆自宅などの敷地内の雪は各家庭で処理を
自宅などの敷地内の雪は歩道や道路に出さず、各家庭の敷地内で処理をお願いします。
◆屋根の雪・つらの撤去にご協力を
屋根の雪などが歩道上に落下した際に、人命に関わる場合があります。日ごろから、雪下ろしなどを心がけましょう。
◆資源回収ステーション前の除雪にご協力を
除雪後にステーション前には車の雪が一部堆積します。これらの雪処理について、みなさんのご協力をお願いします。



障がいのある方が、まちで困っている場面に出会ったとき、「どうしたら良いか分からなかった」「声をかけて良いか迷った」などの経験をしたことはありませんか。身体障がいや知的障がい、精神障がいなど、障がいのある方への理解不足や誤解などから生じる「この障壁（バリア）」を取り払い、障がいの有無にかかわらず互いに尊重し、支え合い、助け合いながら、「ともに生き・ともに暮らせるまち」をめざし、市民一人ひとりの思いやりを育てていきましょう。

今月号では、障がいのある方に交付される手帳や、10月から導入されたヘルプマーク・ヘルプカードと、平成28年4月に施行された「障害者差別解消法」の取り組み事例などを紹介します。

障がいのある方に交付される手帳

障がいのある方が必要なサービスを受けられるよう、3種類の手帳が交付されています。

▼身体障害者手帳

対象者 視覚、聴覚、音声・言語、そしゃく機能、平衡機能、肢体、内部機能（心臓・じん臓・肝臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・免疫）に障がいのある方（1級～6級）

▼療育手帳

対象者 児童相談所、心身障害者総合相談所で知的障がいであると判定された方（A・B判定）

▼精神障害者保健福祉手帳

対象者 精神疾患がある方のうち、精神障がいのため長期にわたり、日常生活、または社会生活への制約がある方（1級～3級）

※利用できるサービスは手帳によって異なります。くわしくは、問い合わせください。

ヘルプマーク・ヘルプカード

10月から北海道にヘルプマーク・ヘルプカードが導入されました。

対象者 義足や人工関節を使用している方、身体障がい、精神障がい、知的障がい、発達障がい、内部障がいの方、難病の方、妊娠初期など、外見からは援助や配慮を必要としていることが分かりづらい方

▲ヘルプマーク

▲ヘルプカード



※スト랩を利用して、カギなどにつけて使用します。

※周囲の人に手助けを求めたいときなどに提示することで、手助けを求められます。

《配慮の方法など》

手助けが必要な障がいのある方や、コミュニケーションに障がいがある方

あり、困っていることをなかなか伝えられない方がいます。そんなときにヘルプマークやカードを持つことにより日常生活で困ったときや緊急時、災害などで、周囲の手助けをお願いしやすくなるのです。

右ページ下段のヘルプマークやヘルプカードを持っている方が困っている場合は、次のように声をかけるなど、配慮をお願いします。・「どうしましたか」と声をかけてください。

・相手に伝わっているか確かめながらゆっくり話してください。

※ヘルプマーク・ヘルプカードは、福祉課で配布しています。くわしくは問い合わせください。

毎年12月3日～9日

障害者週間

障がいのある方もない方も
ともに生きる社会へ

「障害者週間」は、平成16年6月の障害者基本法の改正により、国民の間に広く障がい者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がい者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として、従来の「障害者の日」（12月9日）に代わるものとして設定され、毎年12月3日から9日までの1週間を定めています。

障がいを理由に不当な差別的取り扱いの禁止など

	不当な差別的取扱い	障がい者への合理的配慮
民間事業者 個人事業者、NPOなど含む	禁止 法律で禁止されています	努力義務 障がい者に合理的配慮を行うよう努めてください
国の行政機関 地方公共団体 など	禁止 法律で禁止されています	法的義務 障がい者に合理的配慮を行わなければならない

「ご存知ですか？ 障害者差別解消法」

平成28年4月に施行された障害者差別解消法は、障がいを理由とする差別的解消をめざして、すべての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、互いの人格と個性を尊重し合いながら、ともに生きる社会を実現するために制定されました。

事例から学ぶ「障害者差別解消法」

▼事例1

車いすを利用するAさんが、レストランに入つたところ、トイレから遠い席に案内され、車いすでの移動が大変だと思い、店員に席の移動を相談。事情を理解した店員は、でき



るだけトイレに近づく。

また、移動する際も他のお客さんとぶつからない席に案内してくれました。

《ワンポイント解説》

車いすは階段やちょっとした段差、手動のドア、通路が物で塞がれていると移動がとても大変です。段差はスロープが設置できない場合、複数の人で持ち上げたり、段差の少ない別の通路を利用することで対応することがあります。

また、手動のドアは、開閉を補助するだけでも当事者の負担を軽減することができ、通路上にある物を移動できる場合には通るときに移動したり、その通路を通らなくて済むように、別の通路を案内したりするなどの対応が考えられます。

▼事例2

知的障がいのあるBさんは、複雑な仕事をするのが苦手です。そこで仕事に就いたとき、単純な仕事から始め、徐々に複雑な仕事に変更する

こと、また、仕事のマニュアルを作ってもらうことを確認。その結果、今では複雑な仕事もできるようになりました。

《ワンポイント解説》

知的障がいのある方ができること、できないことはそれぞれ人によって異なります。本人と相談しながら何ができるか、確認していきましょう。

▼事例3

発達障がいのあるCさんは、暗黙のルールや言葉にしている相手の意図、あいまいな指示を理解することが苦手で、会社での人間関係が上手くいっていませんでした。そこで上司に相談し、Cさんが自分の発達障がいに関する特性を説明した文書を作成し、関わりのある人に配付して理解を深めてもらいました。

《ワンポイント解説》

発達障がいのある方の中には、言葉によるコミュニケーションや、漢字、あいまいな指示や記述が苦手だったり、一度に多くの指示や、スケジュール管理ができなかったり、個人差があります。本人とよく話し合つて対応することが大切です。

※北海道のホームページ（OPRコード参照）で、発達障がいに関するパンフレットを掲載していますので、ご覧ください。福祉課の窓口でも配布しています。

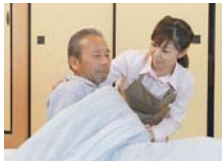


▲北海道ホームページ

要介護1から5の方が利用できるサービス

● 居宅サービス

ケアプランの作成、サービス利用についての相談	→	居宅介護支援	→	ケアマネジャーにケアプランを作成してもらうほか、安心して介護サービスが利用できるような支援をしてもらいます。
日常生活の手助けをしてもらう	→	訪問介護（ホームヘルプサービス）	→	ホームヘルパーに自宅を訪問してもらい、身体介護や生活援助を受けます。 ・身体介護：食事、入浴、排せつの介助、衣類の交換など ・生活援助：住居の掃除、洗濯、買い物、食事の準備、調理など
自宅を訪問してもらう	→	訪問入浴介護	→	入浴が困難な寝たきりの方などの自宅に介護職員と看護士に訪問してもらい、移動入浴車や居宅に浴槽を持ち込み、入浴介護を受けます。
	→	訪問リハビリテーション	→	理学療法士や作業療法士、言語聴覚士に訪問してもらい、自宅でのリハビリテーションを受けます。
医師の指導のもと の助言・管理	→	訪問看護	→	訪問看護ステーションや病院の看護師などに訪問してもらい、主治医と連携を取りながら、病状を観察したり床ずれの手当や点滴の管理など看護の支援を受けます。
	→	居宅療養管理指導	→	医師、歯科医師、薬剤師などに訪問してもらい、薬の飲み方、食事など療養上の管理・指導を受けます。
介護サービス施設に通う	→	通所介護（デイサービス）	→	デイサービスセンターで、食事・入浴などの介護や機能訓練が日帰りで受けられます。
	→	通所リハビリテーション（デイケア）	→	介護老人保健施設や病院・診療所で、リハビリテーションなどが日帰りで受けられます。
短期間施設に泊まる	→	短期入所生活介護（ショートステイ）	→	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）などに短期間入所して、食事・入浴などの介護や機能訓練が受けられます。
	→	短期入所療養介護（医療型ショートステイ）	→	介護老人保健施設や病院などに短期間入所して、医療によるケアや介護、看護、機能訓練などが受けられます。



共通

要支援・要介護認定を受けた方が利用できるサービス

① 地域密着型サービス

通い・訪問・泊まりなどを組み合わせたサービス	→	小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）	→	施設への「通い」を中心に、自宅に来てもらう「訪問」、施設に「泊まる」サービスが柔軟に受けられます。
------------------------	---	------------------------------	---	---

② 生活環境を整えるサービス

自立した生活を送るために福祉用具を借りる	→	福祉用具貸与（介護予防福祉用具貸与）	→	日常生活の自立を助けたり、機能訓練に用いるための福祉用具、介護者の負担を軽減するための福祉用具を借りられます。
トイレ、入浴関連の福祉用具を買う	→	特定福祉用具購入（特定介護予防福祉用具購入）	→	貸与になじまない排せつや入浴に使用する福祉用具の購入に対し、購入金額の9割、または8割を払い戻します。（同一年度の購入金額10万円上限）
より安全な生活が送れるように住宅を改修する	→	住宅改修（介護予防住宅改修）	→	家庭内での安全を確保したり、介護者の負担を軽減したりするために、実際に居住している住宅の一部を改修した場合、工事費用（上限20万円）の9割、または8割を支給します。なお、市の事業（富良野市住宅改修費助成事業）でさらに上限額に10万円の上限を設けた助成が受けられます。



介護保険サービスの概要

介護保険制度では、自宅での生活を支援する居宅サービス、施設に入所する施設サービスが受けられます。また、認知症の人向けの共同住居、高齢者が共同生活する高齢者向け住宅や有料老人ホームでは、併設する介護事業所などから介護サービスが受けられます。

介護保険サービスを利用するためには、要支援、または要介護の認定を受け、介護支援専門員（ケアマネジャー）にケアプランを作成してもらう必要があります。

居宅での介護サービスには、要支援・要介護状態の区分に応じて利用できる上限額が決められ、介護度の重い人ほど、上限額は高くなっています。

要支援1・2の方が利用できるサービス

① 介護予防・生活支援サービス

介護保険制度の改正で、介護保険給付で実施してきた要支援1・2の方を対象とした訪問介護・通所介護は、市が実施する介護予防・日常生活支援総合事業で実施しています。

自宅を訪問してもらう	→	訪問型サービス	→	ホームヘルパーに自宅を訪問してもらい、調理や掃除などの援助を受け、一緒に行うなど、利用者が自分でできることが増えるよう支援してもらいます。
介護サービス施設に通う	→	通所型サービス	→	デイサービスセンターで、食事・入浴などのサービスや、生活機能の維持向上のための体操や筋力トレーニングなどが、日帰りで受けられます。

② 介護予防サービス

入浴・排せつ・食事などの基本動作や日常生活で支障が見込まれる要支援1・2の方は、その軽減・悪化防止のための支援として、介護予防サービスを受けることができます。

ケアプランの作成・サービス利用についての相談	→	介護予防支援	→	介護保険サービスを受けるために、地域包括支援センターなどのケアマネジャーに介護予防ケアプランを作成してもらうほか、安心して介護予防サービスを利用できるように支援してもらいます。
自宅を訪問してもらう	→	介護予防訪問入浴介護	→	浴室の利用が難しい場合や浴室がない場合に、入浴のお手伝いをするサービスが受けられます。
	→	介護予防訪問リハビリテーション	→	理学療法士や作業療法士、言語聴覚士に訪問してもらい、利用者が自分でできる体操やリハビリテーションなどの指導を受けます。
医師の指導のもと の助言・管理	→	介護予防訪問看護	→	訪問看護ステーションや病院の看護師などに訪問してもらい、主治医と連携しながら介護予防を目的とした療養上の世話や病状の観察などを受けます。
	→	介護予防居宅療養管理指導	→	医師、歯科医師、薬剤師などに訪問してもらい、薬の飲み方、食事など療養上の管理・指導を受けます。
介護サービス施設に通う	→	介護予防通所リハビリテーション（デイケア）	→	介護老人保健施設や病院・診療所で、介護予防を目的とした生活機能の維持向上のためのリハビリテーションなどが日帰りで受けられます。
	→	介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）	→	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）などに短期間入所して、食事・入浴などのサービスや、生活機能の維持向上のための機能訓練が受けられます。
短期間施設に泊まる	→	介護予防短期入所療養介護（医療型ショートステイ）	→	介護老人保健施設や病院などに短期間入所して、医療や介護、生活機能の維持向上のための機能訓練が受けられます。
高齢者共同住宅・老人ホームなどに入っている人が利用する介護サービス	→	介護予防特定施設入居者生活介護	→	有料老人ホームなどに入居している人が受けるサービスです。食事・入浴などのサービスや生活機能の維持向上のための機能訓練が受けられます。サービスは包括型（一般型）と外部サービス利用型に区分されます。

介護保険によるサービスでは、高齢になっても住み慣れた地域で安心して暮らしていけるように自宅での生活を支援し、さまざまなサービスが提供されています。今月号では、要介護認定を受けた方が自宅で生活するために受けられる介護サービスを紹介します。

岡 高齢者福祉課 39・2255

シリーズ Part 2

地域包括ケアシステムづくりをめざして
高齢になっても住み慣れた地域で
健康で生きいきと暮らし続けるために

決算と財政状況

平成28年度の各会計決算及び決算にもとづく「健全化判断比率等」をお知らせします。

当年度は「第5次富良野市総合計画」の後期5年間の1年目として、計画に盛り込まれた施策の推進に向け、事業の選択と財源の重点的・効果的な配分に努め事業を進めてきました。決算は9月議会に報告し、決算審査特別委員会へ付託され、委員会審議の後、12月議会での認否が決められます。
 問財政課 ☎39-2306

一般会計

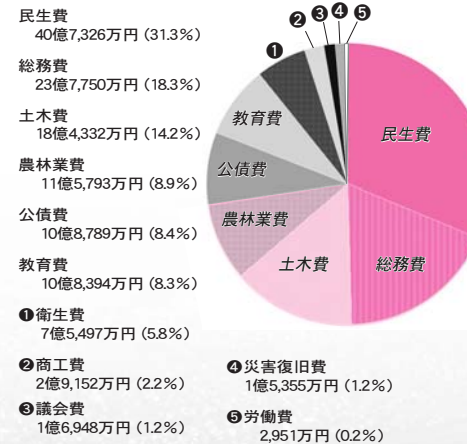
当初予算額は126億2,600万円でしたが、必要な事業の追加などにより歳入歳出にそれぞれ9億3,265万円の増額補正が行われ、平成27年度からの繰越明許費3億9,892万円を合わせ予算現額は139億5,757万円になりました。決算額では歳入総額132億3,150万円、歳出総額130億2,287万円で、その差引額から翌年度へ繰越すべき財源2,107万円を控除した実質収支額は、1億8,756万円で黒字決算となりました。

市民
1人当たりの
支出額
585,324円

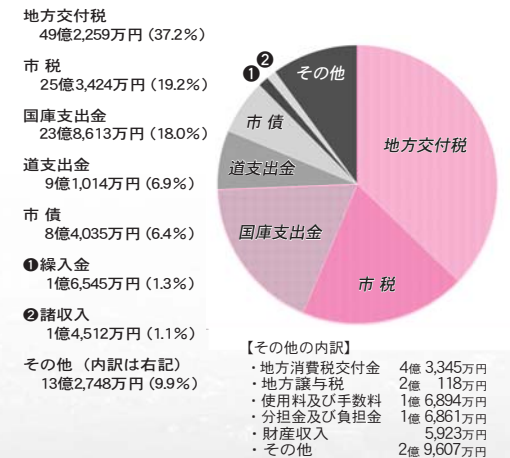
市民
1人当たりの
市税負担額
113,904円

※算出に用いた人口：平成29年3月31日現在の人口22,249人

歳出 130億2,287万円



歳入 132億3,150万円



主な事業と費用

市制施行50周年記念事業	320万円	防衛施設周辺農業用施設設置事業	5億1,700万円
文化会館施設整備事業	2,601万円	多面的機能支払事業	1億5,851万円
市制施行50周年史編さん事業	825万円	訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業	734万円
臨時福祉給付金給付事業 (年金生活者等支援・経済対策)	1億7,199万円	南1号8線橋架換事業	7,371万円
第3子以降多子世帯出産祝い金給付事業	210万円	公営住宅建設事業	3億1,261万円
おむつ券交付事業	518万円	公共土木施設災害復旧事業	1億4,806万円
地域センター病院産婦人科医師確保対策事業	1,568万円	学校教育コミュニケーション教育推進事業	131万円
乳幼児医療給付事業	5,214万円	鳥沼小学校屋内運動場屋根外壁塗装事業	1,176万円
農業担い手育成事業	2,023万円	図書館授乳室整備事業	169万円

企業会計

2つの企業会計の当初予算額は14億950万円で、1,115万円を減額補正し、予算現額は13億9,835万円となりました。

水道事業会計の決算額では、収益的収支においては収入額4億5,785万円、支出額4億1,610万円となり、資本的収支においては収入額1億234万円、支出額2億8,421万円で、その不足額1億8,187万円は当年度消費税資本的収支調整額656万円や過年度損益勘定留保資金1億7,531万円で補てんしています。

ワイン事業会計の決算額では、収益的収支においては収入額4億54万円、支出額3億7,488万円となり、資本的収支においては収入額847万円、支出額2億423万円、その不足額1億9,576万円は当年度消費税資本的収支調整額143万円と過年度損益勘定留保資金1億9,433万円で補てんしています。

会計	収入	支出	補てん額
水道事業	収益的収支 4億5,785万円	4億1,610万円	
事業	資本的収支 1億234万円	2億8,421万円	1億8,187万円
ワイン事業	収益的収支 4億54万円	3億7,488万円	
事業	資本的収支 847万円	2億423万円	1億9,576万円

※収益的収支：一事業年度の企業の経営活動にともなって発生するすべての収益と費用を表します。
 ※資本的収支：建物・施設の整備といった建設改良費や、企業債の元金償還などの費用とその財源を表します。

富良野市の平成28年度決算にもとづく健全化判断比率及び資金不足比率は、いずれの指標も基準を下回っており、健全財政が保たれています。今後も将来を見据え健全な財政運営に努めていきます。

用語解説

①実質赤字比率

一般会計の赤字額を市税などの財源規模と比較して指標化し、財政運営の深刻度を示します。

②連結実質赤字比率

すべての会計の赤字と黒字を合算(連結)して、地方公共団体全体としての赤字の程度を市税などの財源規模と比較して指標化し、財政運営の深刻度を示します。

③実質公債費比率

地方債などの返済額の大きさを指標化し、財政に対する負担の大きさを示します。

④将来負担比率

地方公共団体の一般会計の地方債や将来支払うことになる可能性のある負担などの現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示します。

⑤資金不足比率

公営企業の資金不足(赤字)の状況を指標化して、経営状況の深刻度を示します。

市債の現在高 (平成28年度末)

会計	区分	金額
一般会計	市債合計	120億8,985万円
	市場事業債	6,559万円
特別会計	下水道事業債	38億4,942万円
	簡易水道事業債	3億5,133万円
企業会計	上水道事業債	24億2,753万円

特別会計

6つの特別会計の当初予算額は66億9,250万円で、1億700万円を減額補正し、予算現額は65億8,550万円となりました。決算額では歳入合計額66億3,048万円、歳出合計額64億4,533万円で、差引額は1億8,515万円の黒字決算となりました。

会計	歳入	歳出	差引収支
国民健康保険	32億3,008万円	31億2,987万円	1億21万円
介護保険	20億1,262万円	19億4,779万円	6,483万円
後期高齢者医療	2億9,560万円	2億9,499万円	61万円
公設市場事業	2,794万円	2,622万円	172万円
下水道事業	9億5,649万円	9億4,131万円	1,518万円
簡易水道事業	1億775万円	1億515万円	260万円

平成28年度決算にもとづく

財政健全化判断比率等

をお知らせします

①健全化判断比率

	富良野市の健全化判断比率	国の基準	
		早期健全化	財政再生
実質赤字比率	実質赤字額なし	13.77%	20%
連結実質赤字比率	実質赤字額なし	18.77%	30%
実質公債費比率	7.6%	25%	35%
将来負担比率	44.3%	350%	

②資金不足比率

下記の富良野市における各公営企業会計において、資金不足(赤字)は生じていません。

対象公営企業会計

- ①公設地方卸売市場事業特別会計
- ②公共下水道事業特別会計
- ③簡易水道事業特別会計
- ④水道事業会計
- ⑤ワイン事業会計

富良野市人事行政（給与等）の 運営状況を公表します

問総務課 39 - 2300

①任免及び職員数に関する状況

職員の採用に関する状況（平成28年度採用分）

区 分	試験区分	受験者数	最終合格者数
一般行政職	事務職	37人	4人
	製造種苗職	5人	1人
	保健師	6人	2人
	保育士	11人	3人
合 計		59人	10人

職員の退職に関する状況（平成28年度）

定年退職	勲奨退職	自己都合退職	その他	合 計
9人	2人	5人	1人	17人

職員数について
右ページ ⑩部門別職員数の状況を参照ください。

②給与の状況

右ページ ①人件費の状況～⑨その他の手当を参照ください。

③勤務時間その他の勤務条件の状況

職員の勤務時間の状況（平成28年度）

1週間の勤務時間	38時間45分（月曜日～金曜日）
1日の勤務時間	7時間45分（8時30分～17時15分）
休憩時間	60分（12時～13時）

（注）特別な形態での勤務が必要な職員は、上記以外の時間帯で勤務をしています。

年次有給休暇

職員の年次有給休暇は、一の年につき20日付与され、翌年に20日を限度として繰り越しができます。（一の年につき最高40日付与）

年次有給休暇の取得状況（平成28年度）

付与日数	総使用日数	対象職員数	平均使用日数	取得率
10,973日	3,110日	287人	10.8日	28.3%

育児休業の取得状況（平成28年度）

取得者 女性職員 2人（平成27年度からの継続者を含む）

介護休暇の取得状況（平成28年度）

取得者 0人

④職員の分限及び懲戒処分の状況

分限処分者数（平成28年度）

心身の故障による分限処分で2人が休職しています。また、懲戒処分については次のとおりです。なお、懲戒処分までには至らない義務違反で、戒告及び減給による処分があります。

処分理由	戒告	減給	停職	免職	訓告など
法令に違反した場合	—	—	—	—	—
職務上の義務に違反したまたは職務を怠った場合	1人	1人	—	—	—
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行の場合	—	—	—	—	—

⑤服務の状況

職員の営利企業などの従事制限について（平成28年度）

区 分	申請人数	許可人数
報酬を得て事業または事務に従事する場合	—	—
自ら営利を目的とする場合	—	—
その他	5人	5人

職員の服務規律保持のための取り組み状況（平成28年度）

6月3日 法令順守及び服務規律等の徹底について
6月13日 地方公務員の服務規律等の厳守について
12月27日 年末年始における厳正な服務規律について

⑥職員の研修の状況（平成28年度）

研修名	受講者数	研修内容
新規採用職員研修	11人	市行政の運営に必要な基礎的知識の習得
北海道市町村職員研修センター	35人	指導能力、管理能力、地方公務員法、税務事務、政策形成など
職員研修	677人	人事評価制度、メンタルヘルス研修など
自主研修	2人	監査事務研修、社会福祉士資格認定通信課程
その他（他団体研修）	14人	接遇応対セミナー、若年層保健セミナー

⑦職員の福祉及び利益の保護の状況

健康診断の状況（平成28年度）

健康診断の種類	受診者数
総合健診（人間ドック）	208人
定期健康診断	73人
V D T 作業従事者健診	37人

公務災害の認定件数の状況（平成28年度）

・公務災害の認定 2件 ・通勤災害の認定 0件

職員福利厚生会の状況（平成28年6月1日～平成29年5月31日）

職員福利厚生会は、地方公務員法第42条の規定により、相互扶助の精神にもとづいて会員の親睦福祉を図り、会員の文化・教養・保健体育に関する事業などを実施しており、会員（職員）の会費及び市の交付金などで運営されています。
・会員数 281人 ・会員負担額 2,932千円（公費負担率33.2%）
・総事業費 6,967千円 ・市の交付金 1,455千円

※その他共同互助会には、北海道市町村職員福祉協会があります。（くわしくは福祉協会ホームページをご覧ください）

⑧公平委員会の業務の状況

勤務条件に関する措置の要求の状況（平成28年度） 0件

不利益処分に関する不服申立ての状況（平成28年度） 0件

苦情相談処理の状況（平成28年度） 0件

⑨退職管理の状況

課長職以上で離職した者の再就職の状況（離職後2年間に再就職した者に限る）

再就職者 4人

職員給与・手当の状況

①人件費の状況（平成28年度一般会計決算）

人 口	歳出決算額A	人件費B	人件費率B/A	前年度人件費率
22,598人	130億2,287万円	20億3,071万円	15.6%	16.8%

1.人口は住民基本台帳（平成29年 1月 1日現在）によります。
2.人件費には、一般職のほか市長や副市長などの常勤特別職に支給される給料、議員などの非常勤特別職の報酬が含まれます。また、共済費や退職手当組合負担金なども含まれます。

②職員給与の状況（平成29年度一般会計予算）

職員数	給 与 費				1人当たり給与費B/A
	A 給 料	職員手当	期末・勤勉	計 B	
230人	9億 2,566万円	1億 4,179万円	3億 5,503万円	14億 2,248万円	618万 4,695円

1.職員給与の状況は、一般職の状況です。
2.職員手当には、管理職・扶養・寒冷地・住居・通勤・時間外手当などが含まれます。

③初任給（平成29年4月1日現在）

区 分	初 任 給
一 般 行政職	大学卒 178,200円 高校卒 146,100円

④職員の平均給料月額（一般行政職）

区 分	平均給料月額	平均年齢
平成29年4月1日現在	340,337円	44歳 4 カ月
平成28年4月1日現在	340,245円	44歳 2 カ月

⑤特別職の給料・報酬（平成29年4月1日現在）

区 分	月 額	期 末 手 当
給 市 長	812,000円	支給割合 6 月期 2,075月分 12月期 2,225月分
料 副市長	663,000円	
報 教 育 長	576,000円	
酬 議 長	382,000円	
副議長	337,000円	
議 員	310,000円	

⑥期末勤勉手当の支給割合（平成29年4月1日現在）

区分	富 良 野 市	国家公務員
	期末手当 勤勉手当 前年比	期末手当 勤勉手当
6 月	1,225月分 0.85月分 0.1	同じ 同じ
12月	1,375月分 0.85月分 -	
計	2,600月分 1.70月分 0.1	

⑦退職手当の支給割合（平成29年4月1日現在）

区 分	富 良 野 市	国家公務員
	自己都合 勲奨定年	自己都合 勲奨定年
勤続20年	20,445月分 27,405月分	同じ 同じ
勤続25年	29,145月分 34,582月分	
勤続35年	41,325月分 49,59月分	
最高限度額	49,59月分 49,59月分	

1.北海道市町村職員退職手当組合に加入
2.平成28年度一人当たり平均支給額（全職種） 1,616万円

⑧一般行政職の等級別職員数等の状況（平成28年4月1日現在）

等級	標準的な職務内容職務	職員数	構成比
1 級	定型的な業務を行う職員の職務	21人	8.1%
2 級	高度の知識または経験を必要とする業務を行う職員の職務	14人	5.4%
3 級	係の長の職務または主任の職務	16人	6.2%
4 級	相当困難な業務を分掌し、相当の経験を必要とする係の長の職務または主任の職務	124人	47.9%
5 級	①高度の専門的な知識及び相当困難な業務を所掌し、相当の経験を必要とする係の長の職務 ②課の長の職務	56人	21.6%
6 級	①困難な業務を所掌し、相当の経験を必要とする課の長の職務 ②部の長の職務	21人	8.1%
7 級	相当の経験を必要とする部の長の職務	7人	2.7%
合計		259人	100%

⑨その他の手当（平成28年4月1日現在）

名 称	主 な 内 容
扶養手当	①配偶者 13,000円 ②配偶者以外の扶養親族 1人6,500円 ③15歳～22歳までの子 1人5,000円加算
住居手当	①借家・借間 家賃が12,000円を超える場合に支給。限度額27,000円 ②持ち家 6,000円
通勤手当	①交通機関利用者 実費支給 ②交通用具利用者 2～5km未満 2,000円 5km以上 往復距離×20円×21日（45,000円限度）
時 間 外 手 当	支給総額 4,452万円[平成28年度]（前年度3,929万円） 1人当たり年額191,076円[平成28年度]（前年度163,696円）

⑩部門別職員数の状況（各年4月1日現在）

部 門	職 員 数	増減	主な増減理由
	29年 28年		
議 会	4人 4人		
総 務	59人 59人		
税 務	12人 11人		
民 生	50人 51人	▲ 1人	会計間の業務調整 業務の見直し変更
衛 生	33人 33人		
労 働	2人 2人		
農林水産	16人 17人	▲ 1人	欠員不補充
商 工	7人 7人		
土 木	18人 20人	▲ 2人	欠員不補充
教 育	27人 27人		
一般会計小計	228人 231人	▲ 3人	
水 道	6人 7人	▲ 1人	欠員不補充
下水道	6人 6人		
フイン事業	8人 8人		
その他	19人 19人		
企業会計等小計	39人 40人	▲ 1人	
合 計	267人 278人	▲ 4人	

職員数は、総務省の地方公共団体管理調査による一般職の職員数で、休職者を含み、特別職（市長、副市長、教育長）、臨時・非常勤職員を除きます。

各教科の領域別の状況（抜粋）

【小学校】

国語 A 「話すこと・聞くこと」の領域で全国平均正答率を上回り、「書くこと」「読むこと」「伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項」で全国平均と同等です。

国語 B 「話すこと・聞くこと」「書くこと」で全国平均正答率を上回り、「読むこと」で全国平均と同等です。

算数 A 「数と計算」「量と測定」「図形」「数量関係」のすべての領域で全国平均正答率を上回っています。

算数 B 「数と計算」で全国平均正答率を上回り、「量と測定」「図形」「数量関係」で全国平均と同等です。

【中学校】

国語 A 「話すこと・聞くこと」「書くこと」の領域で全国平均正答率と同等です。

国語 B 「読むこと」で全国平均正答率と同等、「話すこと・聞くこと」「書くこと」「伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項」で全国平均と同等です。

数学 A 「図形」「関数」で全国平均正答率を上回り、「数と式」で全国平均と同等です。

数学 B 「関数」「資料の活用」で全国平均正答率を上回り、「数と式」で全国平均と同等です。

【調査結果】

道教委では「平均正答率を全国平均以上にすること」を目標に掲げており、本市の小・中学生は国語 B ・算数 A ・算数 B で全国平均正答率を上回り、中学生では全国平均正答率を上回らなかったものの同等の成績を修めるなど、確かな成果を上げています。このことは、授業公開を積極的に進める「地域に開かれた学校づくり」や授業研究を通じた授業改善、「ブックラック事業」「ブックフェスティバル事業」「学校支援ボランティアの読み聞かせ」などの読書活動の推進、小・中連携の取り組み、「富良野版キャリア教育」の推進、小規模校での教育の充実、教職員の加配、特別支援教育支援員の配置、長期休業中の「学習サポート」による学習内容の着実な定着、「放課後いざい L AND」などによる英語教育の推進、デジタル教科書などの ICT 化の推進による成果が着実に現れてきたものと考えられます。

生活習慣と学力との相関（抜粋）

小学生はいずれの設問においても全国平均正答率を上回っています。一方、中学生では「朝食をあまり食べない」「就寝時間が決まっていない」生徒はすべての設問で、「朝食を毎日食べている」「毎日、同じくらの時刻に寝ている」生徒は国語 A ・数学 B で、全国平均正答率を下回っています。

保護者・地域のみなさまへ

子どもの学力については、学校が責任をもって取り組んでおり、教員の指導力向上に向け授業公開や授業研究など、全力を挙げて推進しています。この大前提を踏まえた上で、学校での学びを支えるとともに、もっと大きな意味で、大人になっても自ら学んでいくための『土台』を、よりしっかりとしたものにするためには、小・中学校時代に学校と家庭が力を合わせて、「家庭学習の習慣を身につけるとともに、子どもの学びに対する興味や関心を広げること」が、極めて大切です。

全国を100とした場合の全道及び本市の状況をレーダーチャートで示したものの（数値は、「それぞれ平均正答率÷全国（公立）の平均正答率×100」で算出）

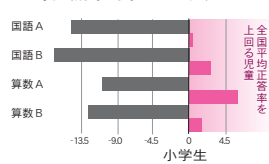
【小学校】



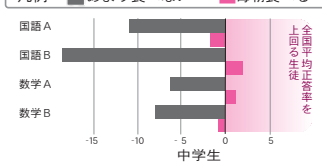
【中学校】



毎日朝食を食べていますか

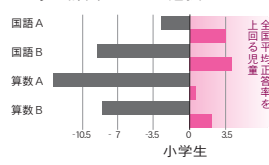


小学生

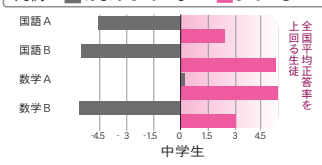


中学生

家で計画を立てて勉強している

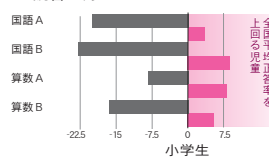


小学生

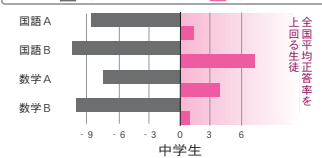


中学生

読書が好き



小学生



中学生

※横軸：全国平均正答率を0としたときの、回答項目ごとの本市児童生徒の平均正答率と全国平均正答率との差

調査の概要

【調査目的】

- ①全国的児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図ります。
- ②学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善などに役立てます。
- ③上記の取り組みを通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立します。

【調査対象】

小学6年生、中学3年生

【調査内容】

- ①教科に関する調査（国語、算数・数学）
主に「知識（以下「A」と標記）」・「活用（以下「B」と標記）」に関する問題
- ②生活習慣や学習環境などに関する質問紙調査
児童生徒に対する調査・学校に対する調査

教科に関する調査結果（抜粋）

【小学校】 国語 A は、全国平均正答率と同等※でしたが、国語 B ・算数 A ・算数 B は、全国平均正答率を上回りました。

【中学校】 国語 A ・国語 B ・数学 A ・数学 B のすべての教科において、全国平均正答率と同等※でした。

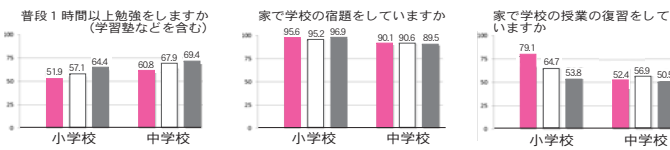
※「同等」～全国平均正答率との差が3ポイント以内の平均正答率を示します。

生活習慣や学習環境などに関する質問紙調査結果（抜粋）

①学習習慣

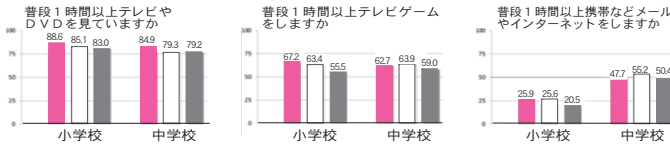
宿題に取り組み割合が昨年度（小：97.8、中：95.0）より低くなっている状況が見られます。復習に取り組み割合は昨年度より小学生で5.4ポイント高くなっていますが、中学生では9.1ポイント低くなっています。特に1時間以上勉強する割合が小・中学生ともに全道・全国より低くなっていることから、学年に応じた学習時間を確保するため、家での過ごし方の見直しを含めた家庭における一層の協力が求められます。

凡例：■富良野市 □北海道 ■全国（単位：%）



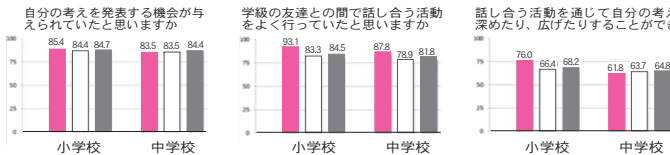
②家でテレビやゲーム・インターネットに充てる時間

前年度よりさらに増えて、1時間以上テレビを視聴する児童生徒が80%を超えています。また、1時間以上テレビゲームをしている児童生徒が60%以上であることから、過半数の児童生徒が家庭で過ごす時間の2時間以上をテレビやゲームに充てていることになります。また、1時間以上メールやネットをする小学生は昨年度より増え、中学生では微減したものの半数近くいることから、家庭におけるゲームなどの利用時間についての対応を家庭と連携して取り組まなければなりません。



③学校での授業について

少年の主張・子ども未来づくりフォーラム・新聞コンクール・演劇教育などの取り組みを通じて、大勢の前で表現する機会を設定してきた取り組みや、児童生徒の学びへの意欲を高め、主体的に学ぶ授業づくりの成果が数値に表れたと受け止めています。



教育委員会では、全国学力・学習状況調査の結果「わくわくする」のホームページをご覧ください。を踏まえ、学力向上の取り組みを、「第2次富良野市学校教育中期計画（平成25年度～平成29年度）」及び「富良野市ZERO運動」を基軸として、充実した教育活動が展開できるよう推進していきます。児童生徒は、規則正しい生活習慣と計画的な家庭学習（宿題・予習・復習）に小学校6年生は毎日70分以上、中学3年生では毎日100分以上取り組みましょう。

問 学校教育課 ☎ 39・2320

合同墓に関するアンケート結果

市では、墓地の所有状況や取得希望などについて調査し、将来の市内の墓地需要動向のための基礎資料とするほか、合同墓（共同墓地）の必要性などについて市民の意向調査を行うため、アンケートを実施しましたので結果をお知らせします。

市民協働課 ☎39-2311

調査内容 富良野市民の墓地に関する意識及び合同墓に対する考え方について調査

調査期間 8月10日～31日

調査対象 20歳以上の世帯主に対して10歳ごとの世帯主人口比に応じて無作為に1,000世帯抽出し、アンケート用紙を送付

回収件数 350世帯が回答（回答率35.4%）

性別	男性	女性	未回答	年代別	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	未回答
件数	228	120	2	件数	14	23	54	60	75	122	2

調査結果

問 あなたはお墓や納骨堂を持っていますか。または引き継ぐ予定がありますか（複数回答）。

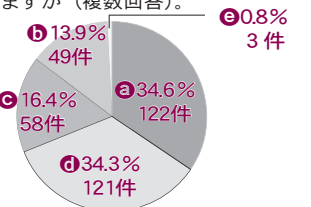
- ① 先祖の墓や納骨堂を受け継ぐ立場にあり引き継いで持っている
- ② 自分で新たな墓や納骨堂を取得し持っている
- ③ 現在は持っていないが、親などから墓や納骨堂を引き継ぐ予定
- ④ 持っていないし、引き継ぐ予定もない
- ⑤ 未回答

年代別お墓・納骨堂を所有している割合

年代別	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上
割合	7.1%	13%	20.4%	46.7%	60%	64.8%

※②と③に該当する方の合計は48.5%で、回答した約半数の世帯が墓などを保有しています。今後、引き継ぐ予定の方も含めると、64.9%の方が墓などを保有、または保有する予定です。

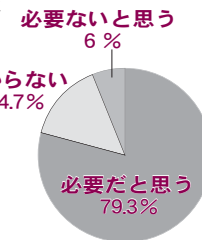
一方、34.3%の方が墓などを保有しないという回答結果となりました。



問 近年は少子化などからお墓の継承者がいない方も多く、また、費用が安く済むなどの経済的な理由から、多くの市民が共同で利用する合同墓（合葬墓地）に関する要望が増えています。

あなたは、このような合同墓は市の霊園に必要なと思いますか。

※約8割の方が合同墓を必要と考えています。また、下記の年代別に見ても、合同墓の必要性についての考え方に大きな差はありませんでした。



年代別合同墓が必要だと思う方の割合

年代別	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上
割合	78.6%	82.6%	88.9%	71.7%	80%	76.2%

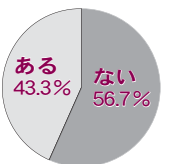
合同墓が必要と思う方の割合

区分	墓等がある方	引き継ぐ予定の方	持っていない方
割合	71.4%	89.5%	85%

※「墓等がある方」の内、71.4%の方が合同墓が必要と答えており、「持っていない方（引継ぎ予定）」と「持つ予定がない方」は80%以上の方が必要と答えている。

問 現在、墓地または納骨堂を利用されている方にお聞きします。

将来墓じまい（現在のお墓を撤去し、遺骨を他の墓地に移転、あるいは永代供養墓地などへの改葬、合同墓へ納骨することなどのことを言います）をお考えになったことがありますか。



自由意見（抜粋）

◆お墓を作らず納骨堂を取得したが、約50万円使用した。できることなら、市役所が市民のために合同墓を早めにかえてほしい（70代以上 男性）

◆合同墓は良いと思うが、宗派の違いはどうするのですか（70代以上 男性）

◆自分が亡くなった時に、子どもに墓地や納骨堂の管理などで苦労をかけたくなし、配偶者の先祖と同じ墓に入りたくない人が増えてるので大変良い話だと思う（40代 女性）

※他の意見については、市のホームページに掲載しています。

市民の声

パブリックコメントについて

【意見】

（10月6日受付）

広報ふらのの10月号の市民参加手続き実施結果を読んだ感想ですが、パブリックコメントの意見に対する回答が、少し絞切り型の回答に見える。これは市民の声の回答にも見えるのですが、もう少し意見を出した者の真意を汲み取った回答はできないのでしょうか。意見を提出した方がある程度わかるかもしれないが、一般の人には良くわからないのは、特に住民説明会で説明したところ、どの地域で何人が出席し、どんな質疑があったのか。同じことは審議会にも言えることで、過去のこの審議会の議事録を見ると、ほとんどが担当部署の説明ばかりで質疑応答がなく、討論したとは思えない内容の議事録で、ほとんど異議なし、了解ばかりで、質疑は数件でした。審議委員がいろいろな立場で市民の代表であれば、今回の意見のような質疑が審議会で行われたと思います。

手続的には回答のとおりかもしれないが、実際には審議された内容とは思えないので、今回のような意見が出たのではないだろうか。

【回答】

実施結果の公表は、紙面などの関係もあり、ご意見の内容に限り回答しているため、市民のみなさんに理解が難しい内容となったことをお詫言いたします。今後は、できる限りわかりやすい内容の公表に努めてまいります。住民説明会も、5月25日に北の峰コミュニティセンターにおいて開催し、40人の市民のみなさんが参加しています。内容につきましても「高き制限に関する根拠」などの質問に加え、景観地区の色彩規制に関しては「海外の街並みのような統一的な色彩とする」と「隣接する地区への区域拡大に関する」と「開発区域内の駐車場設置に関する」となど

の意見があり、7月6日の都市計画審議会において文書で報告しています。

また、都市計画審議会での審議は、3月28日に計画内容の説明を行い、7月6日の審議会でも都市計画決定に係る諮問を行い、現在も審議中です。審議においては専門的な知識を必要とすることから、審議委員からの要望もあり、計画内容に関する勉強会を4月19日に開催し、審議会とそれぞれの立場から貴重なご意見、ご質問をいただいていると認識しています。なお、都市計画審議会委員は現在13人で構成され、公募による委員は2人となっています。

問 都市建築課 ☎39-2316

審議会の議事録について

（10月6日受付）

【意見】
どのような基準で審議会の委員を選定しているのかわかりませんが、市がその部門の有識者として選んだ委員はほとんどの審議会で発言の痕跡すらないのに継続して選ばれているケースが多いのでは。今後は、公募の委員を増やす方向を考えて欲しいと思うのですが、また、議事録で発言した委員の名前がわかる審議会もあったのですが、わからない審議会もあり、委員の存在自体がわからないので、発言がわかるようにすべきと思うのですが、審議会もパブリックコメントも素晴らしい制度だと思っております。さらにより良く行政に反映できればと思います。

【回答】

審議会は特定の課題について詳細な検討を行うために設置しており、専門的な知識や経験を反映させるために学識経験者及び関係団体から委員の推薦を受けるよう正當な理由がある場合を除き、公募により選考された委員を加えることとしています。
公葬の人数は応募がない場合を想定し審議に影響が出ない程度とし、委員定数の20%程度としています。公葬が少ないことから、公葬の人数は現状とおりです。
また、審議会などの会議は原則公開とし、

会議終了後速やかに会議録を作成し公表することとしています。会議の発言内容については、会議の全部を記録することとした場合を除き、原則として要点筆記としているため、議論の概要をお知らせしているものであり、発言者の氏名などは公表の対象ではありません。

問 市民協働課 ☎39-2311

交通について

（10月6日受付）

【意見】
俗に言う4線道路の「自転車可」の標識は、現在中富良野町方面に向かう歩道が北麻町の片側「自転車可」方面」となっていますが、路側歩道は自転車可の幅の歩道が北3号道路付近まで伸びています。歩道工事が終わって数年経つが、この歩道を「自転車可」にできない理由があるのだろうか。以前に国道38号でも同じようなことがあり、市・道・国の道路担当部署が上手く連携することで簡単に解決できる問題と思うのですが。

また、市内には交通安全協議会の看板が多くあり、注意喚起する意味ではありがたいと思いますが、一時停止の交通標識も協議会で設置している箇所があります。一時停止は許容されると思いますが、普通は経過時期が過ぎれば公安委員会の標識になるのが常識と思うのですが、年月が経過しても同じ状態です。本日に危険なら法的拘束のある標識にすべきと考ええるのですが。

【回答】

現在、大沼通（4線通）の自転車通行可については、東中学校より瑞穂東4線橋までとなっています。その他、市内には国道沿いなどの歩道が自転車通行可となっていますが、設置は北海道公安委員会が行い、設置基準は幅3メートル以上の歩道で、その他は交通状況により判断しています。
設置については、歩道幅の要件だけではなく、設置しなければならぬ理由により判断されるため、歩道延伸にもなつて設置されるものではないということでした。なお、自転車通行は、通行上やむを得ない場合には歩道通行も可能となっていますので、安全に運行されますようお願いいたします。

また、一時停止標識の設置は、北海道公安委員会の決定事項ですが、設置にあつては交通安全などにより判断することであり、富良野市でも一時停止標識の設置について公安委員会へ設置を要望していますが、この数年はまったく設置されていない状況であります。市にいたしまして、今後も設置に向けた要望を継続して行つてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

問 市民協働課 ☎39-2311

消費者行政について

（10月6日受付）

【意見】
以前は石油などの価格について、例えば市民と結びつきのある声別市や旭川市、全道平均などの灯油やガソリンなどの価格を広報紙などで公表していたのですが、いつの間にか公表されなくなりました。ぜひ、問題がなければ高い、低い、中間価格を広報紙などで公表してほしい。オレオレ詐欺も重要ですが、多くの市民は生活関連価格などはより関心が高い事柄だと思います。

【回答】

道内のガソリン、灯油などの価格については、数年前より北海道においても、各自自治体の情報提供を取り止め、北海道のホームページにおいて掲載されていることとなります。富良野市においても、小売店が減少し、市内に本店を持つ大型店舗の需要が増加しており、調査の必要性が失われていることや特売や仕入れ価格などにより、ほぼ毎日価格が変動しているため、月1回の調査で実態を把握できないことなから、平成24年度をもって富良野市消費生活モニターを廃止し、同様に広報紙への物価掲載も終了いたしました。

これらのことを含め、特にガソリン、灯油などの価格は日々変動することから、月に1回発行の広報紙への価格掲載については情報として古いものであるため掲載していませんが、北海道のホームページに掲載されていますので、必要に応じてご確認くださいませます。ご理解をお願いいたします。

問 市民協働課 ☎39-2311

ふらの東山エリアフォトコンテスト2017

入選作品発表

募集テーマ
「東山エリアの風景・人物」

同実行委員会（東山支所内） ☎ 27・2121



審査委員長
菊地 晴夫さん
美瑛町・風景写真家

フォトコンテストの概要
募集期間 7月1日～8月31日
応募総数 342点（昨年316点）

春の訪れ

斉藤 詩織さん（美瑛町）

《審査委員長 講評》
満開の桜と、残雪の芦別岳が見事。やトリミングされているようですが、この構図で的確です。春の東山を代表する作品に仕上げていると思います。



グランプリ

準グランプリ



二オの魔法使い 野宮 勉さん（富良野市）

準グランプリ



青空の下 農作業に励む風景 春澤 秀之さん（美瑛町）

入選作品



▲内海 有愛さん（富良野市）



▲池永 千里さん（旭川市）



▲石山 廣喜さん（富良野市）



▲若菜 和也さん（千歳市）



▲秦 憲一さん（美瑛町）



▲山田 裕美さん（富良野市）



▲清水 高徳さん（富良野市）



▲篠田 真理子さん（愛知県）



▲藤澤 康次さん（富良野市）



▲斉藤 都さん（美瑛町）

水道事業の情報をお知らせします

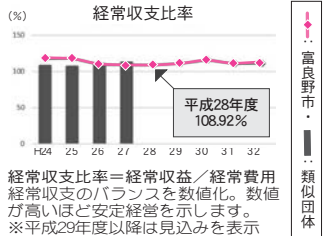
水道事業のディスクロージャー
（企業の情報開示）

水道事業会計は、地方公営企業法にもとづき企業会計方式（複式簿記）で財務管理されています。民間企業と類似した形で決算処理され、損益計算書、貸借対照表やキャッシュフロー計算書を作成し、単年度の損益、保有する資産状況や、一年間の現金の動きなどを示すことができます。

☎ 上下水道課 ☎ 39・2317

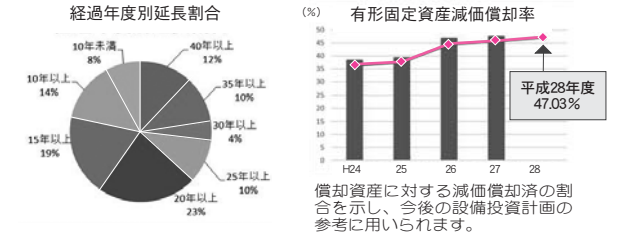
1 経営の健全性について

経営の健全化を示す「経常収支比率」は100%を超える数値となっており、健全な経営活動が行われていると言えます。今後も老朽化する施設の計画的な更新などを実施し、健全経営に努めます。



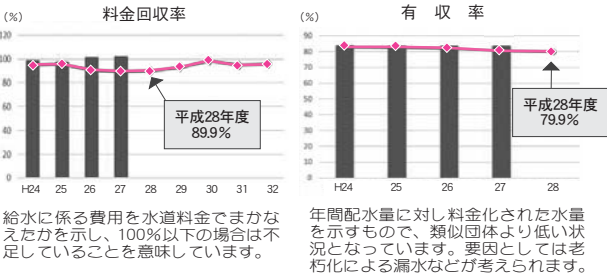
2 老朽化の進捗状況について

有形固定資産減価償却率は右肩上がりで、老朽化が進んでいることを示します。水道事業は昭和39年から通水し、耐用年数を経過した資産（設備など）が増加していることを示しています。配水管の総延長に対する経過年数は、下の円グラフのようになっています。配水管の耐用年数はおおむね40年で、老朽化した配水管の更新を優先的に進めていきます。



3 経営の効率性について

料金回収率は規模の小さな自治体では、施設整備や維持管理費にに対し料金収入が少なくなるため必然的に低くなると言われています。有収率が低下傾向にあるため漏水調査などを実施する必要があります。



水道料金	基本料金 （1月当たり）	超過料金 （1m）
一般家庭	8㎡ 1,447.2円	216.0円
営業 団体	16㎡ 3,358.8円 3,488.4円	259.2円

一般家庭で10㎡使用したときの水道料金は1,879円で、道内32市中、上から17番目の料金水準です。（平成28年4月1日現在・下水道使用料を除く）

平成28年度 決算財務諸表

損益計算書	平成28年度	平成27年度
1.営業収益	359,433千円	357,942千円
2.営業費用	335,671千円	332,696千円
3.営業外収益	70,197千円	73,108千円
4.営業外費用	58,777千円	63,758千円
◎経常利益	35,182千円	34,596千円

※純利益が586千円増加しました

キャッシュフロー計算書	単位：千円
業務活動によるキャッシュフロー	151,002
投資活動によるキャッシュフロー	▲83,380
財務活動によるキャッシュフロー	▲91,932
資産増加額	▲24,310
資金期首残高	477,479
資金期末残高	453,169

貸借対照表	単位：百万円・（ ）は平成27年度
◆資産の部	◆負債の部
固定資産 3,376 (3,399)	負債合計 3,108 (3,189)
流動資産 461 (485)	◆資本の部
	資本合計 729 (695)
合計 3,837 (3,884)	合計 3,837 (3,884)

本市の水道事業の経営状況は、純利益は計上されているものの、企業債償還金の増加や有収率の低下などもあり、引き続き厳しい状況となっています。さらに老朽化する機械・電気設備や配水管の更新、使用水量減による料金収入の減少などが懸念されるため、今後も経費節減に取り組み健全な財政運営に努めていきます。

40歳以上の国保加入の方へ

特定健診は平成30年1月末まで受診できます！

集団健診は終了しましたが、「個別健診」は来年1月31日まで受けることができます。
今年度まだ特定健診を受けていない方は、ぜひ受診しましょう。

健診料金 無料

受診方法 事前に予約をして受診してください。

実施医療機関	電話番号	住 所
内海内科クリニック	☎ 39-1133	弥生町 6-31
かわむら整形外科医院	☎ 22-4341	末広町 6-20
富良野協会の病院	☎ 23-2181	住吉町 1-30
ひらの消化器・内科クリニック	☎ 56-7058	幸町 9-12
ひらの西病院	☎ 23-6600	桂木町 2-77
山部診療所	☎ 56-7088	山部東町 7-34
渡部医院	☎ 22-2025	本町 1-10

※「特定健康診査受診券」と「国民健康保険証」を必ず持参してください。年度途中で国保に加入して受診券が届いていない方、受診券を紛失した方には、受診券を発行しますので、保健センターまで連絡してください。

どちらも国保以外の方でも受診できます！

子宮頸がん・乳がん検診も受けましょう

女性特有のがんである「子宮頸がん」「乳がん」の検診は、集団検診・個別検診で受診できます。

検診名	対象者	実施日	受付時間	場 所
乳がん	40歳以上	平成30年3月11日回	①午前9時～11時	保健センター
子宮頸がん	20歳以上	平成30年2月25日回	②午後1時～2時30分	
乳がん 子宮頸がん	乳がんは40歳以上、 子宮頸がんは20歳以上	平成30年2月7日回	午前8時30分 保健センターから送迎バスを 運行（午前7時出発）	旭川がん検診センター

※昨年度受診した方は対象外となります。

個別検診 検診料金は2,000円です。（昨年度受診者は全額自己負担）

検診名	実施日	実施医療機関	電話番号
乳がん 子宮頸がん	平成30年3月31日迄まで	旭川がん検診センター	☎ 0166-53-7111
子宮頸がん		富良野協会の病院	☎ 23-2181

◆医療機関に事前に予約をして受診してください。

◆受診時は「健康保険証」と「受診券」を持参してください。

※「受診券」は保健センターで発行しますので、事前に連絡してください。

◆無料クーポン券対象者は、受診券は必要ありません。

【無料クーポン券の対象者】

乳がん	子宮頸がん	留意事項
昭和31年4月2日～昭和32年4月1日生まれ	昭和56年4月2日～昭和57年4月1日生まれ	過去5年間（平成24～28年度）に市の検診を受けた方は、無料クーポン券が発行されません。
昭和36年4月2日～昭和37年4月1日生まれ	昭和61年4月2日～昭和62年4月1日生まれ	
昭和41年4月2日～昭和42年4月1日生まれ	平成3年4月2日～平成4年4月1日生まれ	
昭和46年4月2日～昭和47年4月1日生まれ	平成8年4月2日～平成9年4月1日生まれ	
昭和51年4月2日～昭和52年4月1日生まれ		

特定健診、子宮頸がん・乳がん検診に関する問い合わせ/保健医療課 ☎ 39-2200

地域医療の光

local medical care ray of hope

― 地域医療を守るために ―

地域医療を守るために 私たちができること

地域医療講演会を開催しました



図 保健医療課 ☎ 39-2200

10月7日、今回で3回目となる地域医療講演会を開催し、元埼玉県職員として医療に携わり、現在は城西大学経営学部教授の伊関友伸さんに、全国各地の病院の調査や経営をアドバイスしてきた経験から、今、地域医療に起きていることや、問題解決のために必要なことを講演してもらいました。

講演で伊関さんは、医師不足が深刻な社会問題になっていて、日本の医師は多くの仕事をこなさなければならず、非常に劣悪な労働環境に置かれていると紹介していました。また、少子高齢化が本格的に進み、全国的に医療や介護に従事する人材が絶対的に不足し、地方では少子化に加え、若者が都市へ転出し

てしまい、人材確保がさらに厳しい状況になるとの見解を示しました。そのような中、子どもの数を増やしていくために、地方では地域の産業として医療介護分野の正規雇用を増やしていくことが重要で、地域に定住してもらい人材を確保し、消費や税などにより地域で使われるお金を増やしながら、地域を消滅させないように取り組んでいかなければならないと訴えました。

地域医療を担う医師を、地域で育てることも重要です。研修医や実習生の診療に患者が協力し、地域が温かく受け入れることも、伊関さん自身が研修医に手術を受けたエピソードを交えて話していました。さらに、高齢化や社会の不安定さによる「孤立」や「不安」、自分の体や病気を気にせず、医師に丸投げする「無関心」や「人任せ」も医師（病院）に負担をかけるため、「自分の体や病気に興味関心を持って、医療や健康について学ぶ仲間を持つこと、人と人がつながることが重要である」と強調していました。最後に「住民を含めた病院に関わるすべての人が、不足する医療者の立場に立つて地域の医療を考え、行動することが必要です。地域医療は医療者・住民・行政の共同作業。住民は『当事者』として自ら行動することが求められます。住民がつながりながら、地域が一体となって医療・介護・福祉のまちづくりを本気で取り組んでいくこと





12月1日から 根室本線《東鹿越-新得間》 代行バスの運行時刻が変わります

間 J R 富良野駅 22 - 0909

下り

	滝川発	5:49	7:33	9:42	..	15:28	16:26	17:57	19:12	20:45	22:19
J	着	7:16	8:42	10:48	..	16:34	17:32	19:04	20:17	21:51	23:27
R	発	7:20	11:02	11:15	14:19	16:46	..	19:06	..	..	..
	東鹿越着	8:04	↓	12:00	15:04	17:31	..	19:50	..	..	..
↓	乗り換え	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
バス	東鹿越発	8:09	↓	12:05	15:13	17:36	..	19:55	..	..	..
	落合発	8:31	通過	12:25	15:33	17:57	..	20:15	..	..	..
	新得着	9:19	12:50	13:13	16:21	18:45	..	20:55	..	..	..

→ 新規設定
→ 富良野駅から代行バスを運行
※ 布部～山部は停車しません

上り

バス	新得発	..	..	..	7:59	10:49	13:58	..	16:20	18:38	..
	落合発	..	6:10	..	8:47	11:37	14:46	..	17:08	19:26	..
	東鹿越着	..	6:30	..	9:07	11:57	15:05	..	17:28	19:47	..
↓	乗り換え	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
J	東鹿越発	..	6:38	..	9:15	12:09	15:13	..	17:40	19:58	..
R	着	..	7:19	..	9:54	12:49	15:52	..	18:20	20:35	..
	富良野発	6:23	7:39	9:09	10:07	12:53	15:53	17:57	..	20:38	22:23
	滝川着	7:31	8:45	10:12	11:12	13:57	16:57	18:59	..	21:34	23:26

上富良野

十勝岳温泉地区をスノー シューで歩いてみませんか

十勝岳温泉地区の大自然の新雪をスノーシューで散策してみませんか。下記の施設でスノーシューをレンタル（有料）でき、コースの相談も受け付けています。散策と合わせて、温泉に入るのもおすすめです。

☎ 十勝岳温泉湯元凌雲閣 ☎ 39 - 4111
☎ 吹上温泉保養施設白銀荘 ☎ 45 - 4126
☎ 十勝岳温泉カミホ口荘 ☎ 45 - 2970（宿泊者のみ）

中富良野

北星スキー場

ウィンターシーズン到来！夏のラベンダー畑が、冬はまちの景色を一望できるスキー場になります。積雪状況などによりオープン日程が変動しますので、くわしくは問い合わせください。今年もオープンに先駆けて、スキー練習エリア・雪遊びエリアを設けてチューブ滑り、そり遊びなどが楽しめます（12月下旬から予定）。

☎ なかふらの観光協会 ☎ 39 - 3033

南富良野

国設南ふらのスキー場

フクロ・トマム・サホロといった有名なりゾートスキー場に囲まれている中で、雪質・設備ともに負けずとも劣らず、町営だからできる低料金が魅力的！初心者から上級者まで楽しめますので、ぜひお越しください。

オープン予定日 12月23日 土
☎ 企画課商工観光係 ☎ 52 - 2115

占冠

ウィンターシーズン到来！ トマムスキー場

スキーやスノーカート、霧氷テラスなどを存分に楽しめる星野リゾートトマムスキー場。ここに日本初の「ホテルストリート」が誕生します。滑走しながらエリアに入り、食事や買い物後には、店舗の目の前から滑走に戻ることができ、スキーをしない方もホテルから屋根付きの通路でアクセスできます。

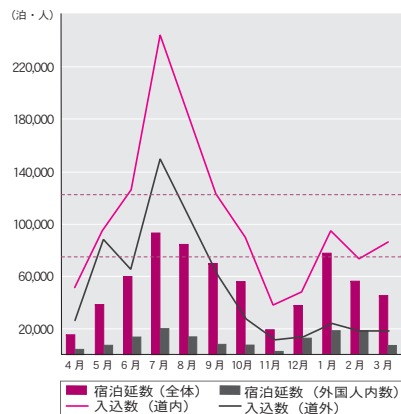
☎ NPO法人占冠・村づくり観光協会 ☎ 39 - 8010

ちゅくちゅ
となりまち
花人街道

今月のテーマ

冬のプレイスポット

観光入込数（道内・道外）と宿泊延数（全体・外国人）比較



観光データなど、くわしくは市のホームページをご覧ください。

課題Ⅰ 1年を通じて安定的に宿泊し てもらえる観光地に

本市の観光は、季節によって宿泊客が大きく増減しています（グラフ参照）。このような状況では、観光産業で必要な従業員すべてを年間を通して雇用することは難しい状況です。多くの観光客に来てもらうためには、観光地として観光に携わる人材（施設従業員やガイド、インストラクターなど）を確保・育成し、サービスの質を高めなければなりません。

富良野観光の現状と課題

平成28年度、本市を訪れた観光客はおおむね186万人で、そのうち54万人が宿泊しています。宿泊延べ数は65万泊で、昨年度に比べて約10万泊減少しています。また、宿泊客がどれだけ連泊したかを示す宿泊滞在率は1人当たり1.09泊と、ここ5年間で最も低い数値が低く、次のような課題が考えられます。

課題Ⅱ 再来訪してもらえる観光地に

富良野美瑛観光圏では、国から指定された全国13の観光圏（広域観光を振興する地域）と共同で「観光客に満足度調査を実施しています。この地域の総合満足度は、全観光圏平均を上回っています。が、平均と比較して低い項目（後段に記載）があり、対策を講じる必要があります。合わせて「今回の旅行で消費した金額」も調査し、平成28年度の観光旅行における1人当たりの平均消費金額は53,722円と、ここ数年の動向では夏の宿泊料金上昇の影響もあり、増加傾向にあります。市内でたか

課題Ⅲ 観光消費による経済効果・付加 価値を地域内で高める

「満足度が低い項目」
・1年以内に再来訪したい
・食事
・宿泊施設

最近の観光は、団体から個人旅行が中心となり、求めるものは人それぞれ異なりますが、できるだけ多くの人の満足度を高め、再来訪（リピーター）してもらえよう。さまざまなニーズを汲み取りながら、再来訪客（リピーター）を増やす努力を積み重ねていかなければなりません。

市内でお土産物として販売されている加工食品の製造地域を確立して、市外で生産された商品が目立つようにしたい。富良野の農産物を地元で加工した富良野や、旬の地元食材を使った食事を、「地域内で作られたものを消費する機会を増やしていけば、食の魅力や地域内の付加価値の向上にもつながります。そこで昨年度から「メイド・イン・富良野」事業を立ち上げ、現在、地域の農産物を活用し、市内で加工された食品を認定する制度を検討しています。今後、食・サービスなど他の分野の認定制度も順次進め、地域ブランドとしての魅力と価値を高めていきます。

せん。そのために月別の宿泊延べ数の振れ幅をできるだけ小さく「平準化」し、安定的な雇用環境をつくっていかねばなりません。

平成29年度までを計画期間とする「富良野市観光振興計画」では、年間宿泊延べ数の目標を70万泊に設定し、平成26年度と平成27年度の2年間は目標を達成しました。今後は宿泊延べ数を平準化していくため、年間90万泊を12カ月で除した月平均7万5千泊を目標に掲げ、閑散期の宿泊数を底上げするようなアウトドアや食など、新たな魅力を生み出していく必要があります。

お金を使ってもらうことは悪いことではありませんが、消費額が高額になればなるほど「サービスへの期待度」も高まっていますので、今後はサービスを充実させていくことが求められます。事実、夏の満足度を比較すると、冬より夏のほうが低い傾向にあるので、夏の入り込みや宿泊者数を伸ばすことにもつながります。しっかりとサービスの質を向上させていかなければなりません。

実行↓地域ブランドの価値を高める誘客につなげるというサイクルで、各種事業を推進していく必要があります。こうした取り組みの司令塔となって指揮・管理する組織を「DMO（ディエムオー、観光地経営組織）」と呼び、観光庁が日本版DMOの認定を行っています。現在、（一社）ふらの観光協会が富良野美瑛地域の広域観光を担う「地域連携DMO」に認定に向け、手続きを進めています。来年6月には旧三番館跡にオープン予定の「コンシエールDMO」を拠点に、本市の地域DMO機能を担っていくため、商工観光課や観光協会、商工会議所などが結集することになります。



基幹産業・観光を考える3

問 商工観光課 ☎ 39 - 23312



楽しかった鼓笛演奏。
本番終わっちゃったけど、まだ演奏したいよ～

- 左から
温泉 心結さん (5歳) 新富町
安口 ひびきさん (6歳) 上五区
石川 詩乃さん (5歳) 春日町
柞山 倫都さん (6歳) 若葉町
中村 颯汰さん (6歳) 末広町
佐藤 澄空さん (6歳) 栄町
大屋 優音さん (6歳) 北斗町
矢秋 柚香さん (6歳) 栄町

田辺 湊さん (1歳) 新富町



のりもの大好き！

お子さんの写真を募集しています！

応募は、①住所②氏名③電話番号④お子さんの名前(ふりがな)と年齢⑤簡単なコメントを添えて、持参・郵送・メールのいずれかの方法で「広報ふらの」までお寄せください。

▶メールアドレス kikaku-ka@city.furano.hokkaido.jp



メールアドレス

子育て サークル



気軽に相談を

- 連絡先
虹いろ保育所
〒22-2533
- 相談日
毎週火曜日・金曜日
午前9時～正午

虹いろ保育所では、電話で育児相談を受け付けています。

子育て中のお父さんやお母さんが、子どもと一緒に安心して遊べて、さらに子育て中の親子同士が交流できる場所を提供するため、虹いろ保育所を開放します。

虹いろ保育所 開放のお知らせ



虹いろ保育所開放のスケジュールなど

開催日 及び 内容	12月22日(金)	クリスマス会・誕生会
	1月17日(金)	カルタ大会・誕生会
	1月30日(金)	クラス交流
	2月14日(金)	買いものごっこ
	2月20日(金)	クラス交流
	3月2日(金)	ひなまつり
時間	午前10時～11時30分	
場所	虹いろ保育所内(幸町8-25)	
定員	各日先着10組の親子	
対象者	就学前の未就園児及びその保護者	
参加料	無料	
申込み	前日までに虹いろ保育所の窓口、または電話で申し込みください。 申込み 虹いろ保育所 ☎22-2533	
その他	車でお越しの際は、市役所の駐車場を利用してください。	

▶音楽パレード隊



▶富良野市開庁100年記念式典



明治36年9月1日に、下富良野村戸長役場が開庁してからちょうど100回目の誕生日となる平成15年9月1日、富良野市開庁100年記念式典が富良野文化会館大ホールで盛大に挙行された。式典終了後、音楽パレードが市街を行進した。道警ラガーガード隊を先頭に、道警音楽隊、陸上自衛隊第2音楽隊、市内小中学校などのパレードに沿道から大きな声援が送られた。

富良野市開庁100年記念式典

平成15年(2003年)

その時、あなたは

写真で見る富良野市の五十年³⁰(最終回)

BOOKS

注目の本！



銀行・保険会社では教えてくれない
一生役立つお金の知識
塚原 哲

正しい老後資金の作り方、親の介護に備える方法、保険の構造、住宅ローンの借り方・返し方…。金融機関側が教えてくれないお金についての知識を紹介する。チェックリストあり。『日経マネー』連載に加筆し書籍化。

一般書 NEW

西郷(せご)どん 上・下
/ 林 真理子

宅配クライシス
/ 日本経済新聞社

誰にでもできるアンガーマネジメント / 安藤 俊介

児童書 NEW

おんなじおんなじ ももんちゃん
/ とよた かずひこ

ざしき童子(ぼっこ)のはなし
/ 宮沢 賢治

オニのサラリーマン しゅっ
ちょうはつらいよ / 大島 妙子



展示・イベント

【2階多目的ホール】

クリスマスおはなし会	12月9日(土)	午前10時30分
どんぐりクリスマスおはなし会	12月20日(金)	午後3時
英語のおはなし会		
クリスマスバージョン	12月16日(土)	午前10時30分

【1階読み聞かせコーナー】

どんぐりおはなし会	12月6日(金)・13日(金)	午後3時(27日はお休みします)
-----------	-----------------	------------------

図書館のホームページもご覧ください

富良野図書館

検索



※インターネット予約も利用してください。

◆開館時間

《火・木曜日》
午前10時～午後6時
《水・金曜日》
午前10時～午後7時
《土・日曜日》
午前9時～午後5時

◆12月の休館日

毎週月曜日
23日(土)・31日(日)

図書館 ☎22-3005



▶顔の見える農業めざして

ファーマーズギフトショー 11月18日(土)

消費者に基幹産業の農業に興味・関心を持ってもらおうと、市内農家が作った農産加工品や、農家と菓子店が手がけた野菜スイーツやパンなどの試食・販売会が、富良野地域人材開発センターで開催され、多くの親子連れなどでにぎわいました。会場では、玉ねぎ染めのハンカチや、野菜スムージー作り体験をはじめ、農業分野でも活躍しているドローンのフライト体験も行われました。



▶税の意義や役割を考える

税についての作文表彰式 11月17日(金)

税の理解を深めてもらうため、富良野税務署などが実施した作文コンクールで、富良野市立西中学校の木原涼さん(3年・写真左)が北海道租税教育推進協議会会長賞に、同校の太田結希さん(3年・右)が富良野税務署長賞に選ばれ、富良野税務署長から表彰状が授与されました。租税教育に尽力している学校に贈られる租税教育推進校表彰では、富良野市立樹海小学校が選ばれました。



▶豊かな心と文化を育む

市民総合文化祭 10月28日(土)～11月5日(日)

菊薫る文化の秋を迎え、市内4つの会場で市民総合文化祭が開催されました。富良野文化会館では、陶芸や書道、シルエットアートなどの作品展や、芸能発表が行われ、詩吟・吟舞や合唱、琴や箏などが披露されました。生涯学習センターでは恒例の山部菊花展が開催され、大輪の菊や風格ある盆栽など226点が、来場客の目を楽しませました。東山公民館と布部会館では地域住民などの作品展や、芸能発表が行われたほか、第2回東山エリアフォトコンテストの入賞作品が発表されました。



富良野市青少年表彰

太田 亜希さん (31歳)



小学3年生から続けているバレーボールの経験を活かして、「ハイキューふらの」を主催し、小中学生への実技指導をはじめ、競技の普及啓発に尽力されました。また、大学で専攻した生涯スポーツの専門知識や技術を活かして、高齢者グループやふれあいサロンなどで、脳トレや筋力トレーニングの指導を精力的に行うなど、これらの功績が認められ受賞されました。



▶創立70年の歩みを祝う

富良野調停協会創立70周年記念祝賀会 11月12日(日)

創立70周年を迎えた富良野調停協会が、記念祝賀会をニュー富良野ホテルで開催し、調停委員など約40人が節目を祝いました。篠田信子会長は「これからも調停制度の普及に努めましょう」とあいさつし、式典に先立ってタマリーバで行われた記念事業では、落語家の林家彦いちさんが「落語で学ぶ調停制度」をテーマに演じ、多くの観客が新作落語を楽しみながら調停制度を学びました。



▶台湾で富良野選抜が躍動

少年野球国際交流事業 11月18日(土)～23日(日)

野球を通して国際感覚を持った青少年を育成するため、市内中学生軟式野球選抜チームの選手16人が台湾を訪れ、ホームステイしながら、台南市内の中学校と3試合対戦しました。遠征前には4回の中国語語学研修を受講し、コミュニケーション能力を身に付け現地に入り、試合の合間には台湾視察などを行い、一回り成長して帰国した選手たち。今後の活躍が大いに期待されます。



▶700万人達成を祝う

来場者700万人達成記念セレモニー 11月9日(日)

平成22年4月に誕生したフラノマルシェと、平成27年6月に誕生したフラノマルシェ2の来場者が700万人を突破し、タマリーバで記念セレモニーが行われました。700万人目となった釧路町の菅野幸男さんと結子さんは「オープン以来、毎年、マルシェに来ています。今日は700万人目になって驚いています」と話し、ふらのまちづくり株式会社の西本伸顕社長から記念品が贈られました。

注意！消費トラブル

契約

Q 口約束だけで、契約書はなくハンコも押していません。それでも契約したことになりますか？

A 契約書がなくとも、契約書に署名や押印をしなくても、当事者が合意すれば、それが口約束でも原則として契約は成立します。契約をするか・しないか、誰と、どのような形式で約束をするのか、いずれも当事者同士で自由に決めることができます。(契約自由の原則)

Q 宅配ピザを注文しましたが、急に予定が変わり断ったところ、「もう配達に出たのでキャンセルできない」と言われました。注文を取り消すことはできないのでしょうか？

A 当事者が電話でピザを注文し、店員が「分りました」と承諾した時点で、契約が成立します。宅配ピザ屋にはピザを作って届ける債務が生じ、注文者にはピザの代金を支払う債務が生じるので、ピザ屋も注文者も自分の債務を果たさなければなりません。契約は法的な拘束力を持つ約束なので、原則として一方の都合だけで勝手に解消することができません。

その契約は本当に必要なのか、後悔しないようによく考えることが大切です。

相談するなら

消費生活センター



若松町17番 1号
☎ 39 - 1166

月～金曜日
午前10時～午後4時

クーリング・オフ葉書は富良野郵便局、若葉郵便局、山部・東山支所に置いてあります。

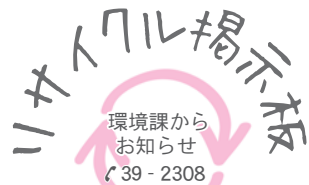
ダイヤル交換機もやってます！

◆譲ります

●五月人形 ●マッサージチェア ●オルガン

◆譲ってください

●ベビー用バウンサー



再確認！ 排出方法とマナー

ごみの分別説明会を開催しました

10月19日から11月8日まで、地域のコミュニティセンターなど26会場でごみの分別説明会を開催し、以下のとおり固形燃料ごみとプラスチック類の分別方法などを説明しました。分別について不明な点などがあれば、環境課まで問い合わせください。

《ポイント》

ごみを捨てるときは、以下の点を確認し、分別してください。

- ① プラスチック類の袋には、お弁当や袋類など、容器や包装に使用したものをに入れてください。食べ物などの汚れが付着している場合は、軽くすすいでから入れてください。
- ② 軽くすすいだ後に残るカレーや着色汚れなどは、プラスチック類の袋に入れて問題ありません。

《要望に応じて説明会を開催します》

町内会、各種団体などの要望に応じて、環境課の職員が、地域に出向いてごみの分別方法などを説明する「まちづくり出前講座」を実施していますので、気軽に問い合わせください。

分別されたプラスチック類の行方

資源回収ステーションに出されたプラスチック類は、中富良野町にある「富良野生活圏資源回収センター」に運ばれ、選別・圧縮を行います。その後、当麻町の再生センターで、破碎・洗浄などを行い、プラスチック類の材料としてリサイクルされています。プラスチック類の分別は、富良野市だけの取り組みではなく、全国の統一ルールにもとづいて、各地域で実施されています。

《参考》 平成28年度富良野市のごみの処理実績量7,209 tのうち、プラスチック類152 t (2.1%)、固形燃料ごみ2,537 t (35.2%)です。



今日のテーマは

「ジフテリア」は過去の病気ではありません

ジフテリアは、ジフテリア菌の感染とジフテリア毒素産生により生じる上気道粘膜疾患で、皮膚が侵されることもあります。喉頭部腫脹による窒息死、昏睡や心筋炎による突然死も起こります。日本では昭和20年に8万6千人が発症し、その10%が死亡しましたが、予防接種の普及によって平成12年以後その発症はありません。しかし、旧ソ連邦では体制崩壊によりワクチン接種率が低下し、平成2年から平成7年で12万5千人の患者が発生、4千人以上が死亡しました。

コリネバクテリウム・ウルセランスは、牛などの常在菌で、ジフテリア菌と同じ毒素を産生する場合があります。イヌやネコへの感染で上気道炎や皮膚炎を起こします。この菌によるジフテリア様疾患に対し、日本では感染症法を適用しないのですが、イギリス・フランスではジフテリアとして扱います。わが国では平成13年以降、この菌によるジフテリア様疾患が14人報告されており、そのほとんどはペットからの感染と推定されています。実はその14例目は、昨年当科で経験した患者

さんです。早期に診断し適切な治療ができたことと、ワクチン接種を受けていたことが幸いして、重症化することなく治癒し、周囲への二次感染も起きませんでした。なお、この患者さんの菌と飼い犬の皮膚炎部位からの菌は、遺伝子の分析で一致し、イヌからの感染例と確認できました。

ジフテリアのワクチンはジフテリア毒素を不活化したトキソイドで、コリネバクテリウム・ウルセランスにも効果が期待できます。対象の年齢になれば、ぜひ4種混合(平成24年10月までは3種)ワクチン接種を受けましょう。なお、過去にワクチン接種を受けていても、50歳以上になると抗体価が低下します。医療者は、ジフテリアが過去の病気などと考えずに、特に高齢者に似た症状が見られればその可能性を考慮すべきです。



年金証書を失くしたときは再交付の手続きを

「年金証書」を失くしたときや失くしたときは、「年金証書再交付申請書」を旭川年金事務所に出し、年金証書の再交付を受けてください。「年金証書」は、年金を受ける権利があることを証明するものです。各種届出や年金相談のときに必要となりますので、大切に保管しましょう。

年金受給者の氏名・受取金融機関・住所の変更手続きについて

年金受給権者の氏名が変更になった場合は「氏名変更届」、年金の受取口座を変更する場合は「受取機関変更届」を提出してください。必要な書類は旭川年金事務所、または市民課市民年金係に問い合わせください。※金融機関の変更が完了するまでには時間がかかりますので注意してください。※平成23年7月から住基ネットでの本人確認が可能

となり、住所変更手続は不要となりました。ただし、日本年金機構からの文書が自宅に届かない場合や、住民票上の住所とは別の住所に文書の送付を希望される場合は、「住所変更届」の提出が必要ですので、年金証書などと印鑑を持参し、市民課市民年金係(市役所1階2番窓口)までお越しください。

保険料の支払いはお忘れなく

☎市民課市民年金係 ☎ 39 - 2301

国民年金・老齢基礎年金の裁定請求手続き

昭和27年12月生まれ(満65歳)の方は、満65歳の誕生日以降に手続きをしてください。すでに厚生年金を受給している方は、誕生日に送られてくるはがきを返送することで、基礎年金の手続きが完了します。

市役所2番窓口にお越しください。必要なものは印鑑・預金通帳・年金手帳・マイナンバーがわかるものなどです。(この他に戸籍謄本や住民票などが必要になる場合があります)

くらしの 情報

12月号

ごみQ & A

Q. 冬期間の枝草類の収集が12月からお休みになりますが、お供えや観賞用の花はどうしたら良いですか？

A. 生ごみで出してください。

Q. 無色透明な袋でも二重袋は収集されないのですか？

A. 収集されません。中身が確認できても回収後の破袋作業に手間がかかるため、二重袋は不可です。

Q. 植木鉢の土は何ごみ？

A. 無色透明袋に入れて、灰の日にしてください。

Q. プラスチック類はすべてフラグミで出して良いの？

A. プラスチックでできていても^②マークの無い物は、固形燃料ごみになります。

Q. プラスチック類の汚れを落とす程度はどのくらい？

A. 汚れ（中身）を水洗いなどさっと洗う程度で問題ありません。着色汚れはそのまま問題ありません。

Q. 緩衝材のプチプチは何ごみ？

A. 固形燃料ごみになります。

Q. 発泡スチロールはすべてプラスチックごみ？

A. ^②マークが付いているものは、プラスチック類で出してください。緩衝材などプラマークのないものは、固形燃料ごみで出してください。

くらし

「マイナポータル」の 本格運用開始



11月13日より、ご自身の個人情報や、行政機関などで照会・提供が行われた個人情報の履歴などをパソコンで確認できる「マイナポータル」が本格運用となりました。利用には、マイナナンバーカード、ICカードリーダーライター、パソコンが必要です。パソコン、ICカードリーダーライターをお持ちでない方は、専用端末を市民年金係に設置していますので、利用してください。利用に

心身障がい者の 巡回相談

とき
平成30年2月19日(月)～22日(木) 旭川市障害者福祉センター「おひつた」(室前1条3丁目3番7号)
内容 知的障がいの方の療育手帳の交付の可否及び障がい程度の判定、そのほか専門的相談など。
申込み 12月22日(金)までに福祉課に連絡ください。今年※相談は予約制です。今年

寄附禁止のルール を守りましょう

政治家が選挙区内の人に、お歳暮・お年賀や卒業・入学祝など、お金や物を贈ることは、法律で禁止されています。また、有権者が寄附を求めることも禁止されています。寄附禁止のルールを守り、明るくきれいな選挙を実現しましょう。
贈らない！求めない！受け取らない！二ない運動を徹底しましょう。
選挙管理委員会
☎39・2324

募集

富良野市職員 採用試験

平成30年4月1日採用

●土木技術職(1人)
受験資格 次の①～④のいずれかの要件を満たす方
①平成3年4月2日以降に生まれ、大学において平成27年から平成29年まで、土木に関する課程を修めて卒業した方、または平成30年3月までに卒業見込みの方
②平成5年4月2日以降に生まれ、短期大学・高等専門学校、専修学校(修業年数2年以上)において

平成27年から平成29年までに、土木に関する課程を修めて卒業した方、または平成30年3月までに卒業見込みの方
③平成7年4月2日以降に生まれ、高等学校において、土木に関する課程を修めて卒業した方、または平成30年3月までに卒業見込みの方
④昭和58年4月2日以降に生まれ、大学、または高等学校において、土木に関する課程を修めて卒業し、実務経験5年以上を有する方(JICA経験含む)
※土木施工管理技士2級以上、造園施工管理技士2級以上、測量士のいずれかの資格を有する方は、専門試験を免除

試験内容 専門試験(土木、職場適応性検査、論文試験)
試験日時 2月18日(日)
試験会場 市役所

試験内容 専門試験(土木、職場適応性検査、論文試験)
試験日時 2月18日(日)
試験会場 市役所
居住要件 採用後、市内に居住が可能な方
受験手続き 総務課(市役所1階)にある申込用紙に必要事項を記入し提出してください。申込用紙は市ホームページからダウンロードできます。
受付期間 1月31日(木)までの午前9時から午後5時まで(土・日曜日、祝日を除きます)

嘱託職員募集

◆富良野市交通安全指導員(1人)
応募資格 市民もしくは、市内に居住可能な方で65歳以下の普通自動車免許を有する方
採用期間 平成30年2月1日～平成31年3月31日まで(再度の任用制度あり)
勤務時間 富良野小学校の登校日の午前7時25分～午後8時25分、午後2時25分～午後3時25分
※時間は前後する場合があります。
休日 基本は土・日曜日及び富良野小学校の休日の勤務内容 児童登下校時の交通指導(道路横断時の指導)や、富良野市交通安全指導員としてイベント時の業務など
報酬 1回15000円(登下校で1日30000円)
※健康保険・雇用保険の加入はありません。
応募方法 平成30年1月19日(金)までに履歴書を提出してください。
選考方法 面接試験(くわしくは申込者に連絡します) 問市民協働課
☎39・2311

平成30年度保育所 入所児童募集

平成30年度の保育所入所児童を募集します。保育所を利用するには「保育認定」が必要になり、保育を必要とする事由などを確認し、市が認定と入所調整します。
①虹いろ保育所

募集年齢 0～5歳児
保育時間 【月～土曜日】午前7時30分～午後6時30分
②へき地保育所
(山部、東山、あおぞら)
募集年齢 2～5歳児
※2歳児は4月1日時点で満2歳に到達した児童
保育時間 【月～金曜日】午前8時30分～午後3時30分
※4月～10月延長保育あり
【土曜日】午前8時30分～正午
【共通事項】
入所基準 保護者の就労などの事由で保育の必要性が認められる場合や入所が適当と認められる家庭の児童利用者負担額 保護者(両親)及び生計中心者の前年度と当年度の市町村民税(所得割額)により決定します。同一の世帯から2人以上の児童が入所するときは、2人目は半額、3人目からは無料になります。(保育所のほか、幼稚園などに入園している児童も人数に含ま) 申込み 12月4日(月)～28日(木)まで(この日も未定課、または各保育所にある申込書により申し込みください。問こども未来課
☎39・2223

緑峰高校農業特別 専攻科学生募集

自家の農業に従事しながら専門的知識と技術を学びたい方を募集します。

募集人員 20人(男女共学)
受付期間 平成30年1月9日(火)午前9時～1月22日(日)正午(土・日曜日を除く)
検査日時 2月6日(火)午前9時
検査会場 緑峰高校
検査内容 作文、面接
合格発表 2月14日(水)午前9時
※合格者が定員に満たない場合は、2次募集を行います。
※願書などは直接緑峰高校へ請求してください。
富良野緑峰高校
〒22-2594

自衛隊員募集

〔自衛官候補生〕
応募資格 18歳以上27歳未満の男女。
受付期間 通年
試験日 12月15日(金)・16日(土)、平成30年1月12日(金)・

プレミアムつき商品券を販売します

完売次第終了！

と き 12月9日(土)から 午前10時～午後5時
ところ ◆フナノマルシェ2タマリーバ(アトリウム)◆山部商工会
内 容 1セット(商品券11,000円分)を10,000円で販売
その他 ⑩10,000セット限定で販売します。
⑪1家族5万円まで購入できます。
⑫9日(土)に完売しなかった場合は、10日(日)午前10時から上記会場で、11日(月)以降は富良野商工会議所・山部商工会で販売します。
富良野商工会議所 〒22-3555

13日(土)

試験会場 旭川市
試験科目 筆記試験(国・数・社及び作文)、口述試験、適正・身体検査
〔高等工科学校生徒〕
応募資格 中学校卒業(見込みを含む)の男子で17歳未満の方
受付期間 平成30年1月9日(火)まで
試験日 平成30年1月20日(土)
試験会場 上富良野消防署2階
試験科目 筆記試験(国・数・社・理・英及び作文)
富良野地域事務所
〒45-3412

北海道後期高齢者医療 広域連合からお知らせ

北海道後期高齢者医療広域連合は、道内179市町村との連携のもと、後期高齢者医療制度を運営している特別地方公共団体です。
この度、広域連合では広域連合と市町村が連携しながら処理する事務について定めた「第2次広域計画」及び被保険者の健康の保持増進事業のための「保健事

緑峰高校冬休み 親子工作教室

小学生向け親子工作教室を開催します。内容は「チョロチョロメカの製作」電池で動く有線ロボットです。
と き 1月12日(金)
午前10時(30分前受付)
ところ 富良野緑峰高校
参加料 無料
定員 小学生先着20人
申込み 12月11日(木)から受け付けますので、電話で申し込みください。
富良野緑峰高校電気システム科 〒22-2594

地酒と山部を食す会

◆富良野の新酒お披露目会
と き 12月23日(日)
午後6時30分～8時
ところ 山部福祉センター
会費 2,000円
※山部商工会 富良野商工会議所、山部トライフィンで前売り券を販売中
飲み物 富良野の新酒・ふらのワイン・甘酒など
食べ物 山部産手作り料理
〔バス運行〕

業実施計画」が平成29年度末で終了することから、平成30年度から新たな計画を策定します。

催し

富良野地区ミックス
バレーボール大会
と き 1月14日(日)
午前8時30分開場
ところ スポーツセンター
種目 男女混合6人制(男子4人以下、女子2人以上で構成)

富良野GRUOP 山本真央バレエ教室 第3回発表会

開講5周年を迎えた今年「くるみ割り人形(全幕)」を上演します。
と き 12月17日(日)
午後2時(30分前開場)
ところ 文化会館大ホール
入場料 無料
富良野GRUOP山本真央バレエ教室
〒090-5549・4809
おやこ劇場の催し
◆人形劇とんと
「だるまちゃんとてんぐちゃん」
と き 12月18日(月)

健診を受けて北海道健康マイレージ事業に参加しましょう！

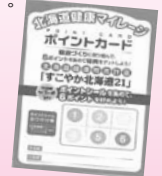
平成28年度から北海道が実施している「北海道健康マイレージ事業」に、今年度から富良野市も参加しています。この事業は、みなさんの健康づくりに役立つ健康診断やがん検診などの受診率向上をめざす事業で、趣旨に賛同する道内35の自治体と16社の協賛企業が取り組んでいます。

事業内容 市で実施している各種健診(検診)や健康づくり講演会などに参加して、6ポイント集めると協賛企業の特典が抽選で当たります。今年度は、市の集団健診が7月と11月に実施しましたので、特定健診と胃がん・肺がんなどの同時実施ですぐに6ポイント達成することができます。また、職域の健康診断、個人で受診される人間ドックについても、今年度4月1日以降に受診していれば対象となります。

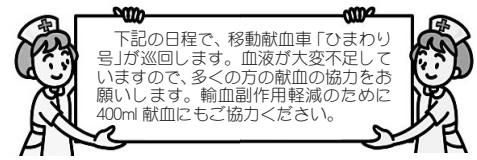
特典(例) 株式会社ローソン「グリーンスムーズー引換券」サッポロドラッグストア「医薬品・健康食品・医療用品10%OFFクーポン」など
※くわしくは北海道のホームページをご覧ください。

対象者 20歳以上の市民
参加方法 申込書に必要事項を記入し、保健センター1階(保健医療課)、または山部・東山支所に提出し、ポイントカードを受け取り、対象事業に参加(受診)することでポイントをもらうことができます。申込書は各提出窓口及び市のホームページからダウンロードできます。対象事業やポイントなど、くわしくは問い合わせください。

申込み・問合せ/保健医療課 〒39-2200



献血は身近なボランティア



と き	ところ
12/19(火)	10:00～11:00 富良野商工会議所 12:00～13:30 富良野看護学校 13:50～15:00 北の峯学園 15:15～16:00 富良野緑峰高校
12/20(水)	10:00～11:30 富良野市役所駐車場 12:30～16:00
12/21(木)	10:30～11:30 ふらの農協山部支所駐車場 13:00～15:00 ふらの農協本所駐車場 15:30～16:30 新富良野プリンスホテル
12/22(金)	10:00～11:00 コープさつぽろ富良野店駐車場 12:00～14:15 コープさつぽろ富良野店駐車場 14:30～16:00 富良野協会病院

富良野保健医療課 〒39-2200

みやま音楽祭vol.7 GCCS 厳寒クリスマスコンサート

午後6時30分(15分前開場)
ところ 瑞穂コシエン
対象 1年生以上
※おやこ劇場は会員制の会費入会金200円・月会費1000円(4歳以上)で3歳以下は無料です。当日の入会も可能です。
富良野市役所前
おやこ劇場
〒22-5894

旭川・上富良野町近郊のアーティスト6組が出演します。
と き 12月17日(日)
午後1時(1時間前開場)
ところ 深山峠アートパークトリックアート美術館
入場料 前売り500円(当日600円)
※小学生以下無料、前売り券は深山峠アートパークに問い合わせください。
富良野山峠アートパーク
〒45-6667



愛しのペットが結ぶ「癒しのフ」。
次はあなたのところへ

=今月のリレーは=

田所 義朗 さんから ▶ 及川 憂依 さんへ



チョコ (6歳)

及川さん家のアイドル

果物を切る音だけで体が反応してしまうほど、果物に目がないチョコ。少し臆病だけど人懐っこい性格で、お客さんが来るといつも小さい体で一生懸命に愛嬌を振りまいてま〜す。



=来月は=

及川 憂依 さんから ▶ 小島 貴雅 さんへ

◆愛犬家も大迷惑！ペットのフンは持ち帰りましょう◆

師走来て小銭ふくらむ皮財布
相澤かをり
深雪にもりりしく立ちし庭の松
津山 洋子
数へ日や軒より洩るる牛蒡の香
矢倉 雪子
晩秋や鍵も財布も鈴付けて
関根 幸子
初霜に命をつなぐダリヤかな
稲葉 安司
峠越ゆ乗り物疲れなめこ汁
柳田佐代子



文化の日諸人集ひ茶をたのしむ 市民茶室の賑はひ嬉しも 秋ふかむどんより曇るさむ空に 菊の香にはふ会場うれし 病葉を本の葉に幾とせも 小林多喜二に紅きマユミの葉 一人居の息子を想ふ故の親心 四季を感じつつ今日も走り行く タぐれは寂しきものよ渡り鳥 迷子になるな離れず行けよ	中島 芙蓉 吉田 久子 山内 千代 中嶋 美由 清水 尋子
--	---

▶昨年を上回る応募があったふらの東山エリアフォトコンテスト。今月号では、入賞を果たした選りすぐりの作品を紹介しています。生憎、本紙は2色刷りのため作品本来の描写を表現できませんが、市のホームページ（QRコード参照）で入賞作品を公開していますので、ご覧ください。（む）



▶雪が積もり始め、いよいよ冬本番となりました。11月になると、市の安心安全メールを通じて、雪道による車の事故が多発しているとの情報が送られてきました。これからの時期、私自身も含め車を運転するときは、いつもより時間に余裕を持って、日ごろから安全運転を心がけていきましょう。（ほ）



まちの知っ得情報満載！

■行政情報番組「ラジオ広報ふらの」

毎週 月曜日～金曜日 午後5時30分～5時35分放送

市政を分かりやすく解説！

■まちづくり情報番組「元気ハツラツ！まちづくり」

12月23日(土) 午前10時～10時45分放送

災害時にも対応

災害時には、市とラジオふらのとの協定により災害情報が流されます。

広報ふらの 平成29年12月号 No.675

発行/富良野市 (〒076-8555 富良野市弥生町1番1号)

編集/総務部企画振興課広聴広報係 ☎ 39-2304 FAX 23-2121

ウェブ <http://www.city.furano.hokkaido.jp/>

次号/お知らせ版12月号は12月14日発行・広報ふらの1月号は12月26日発行

広報ふらののは再生紙を使用しています